

(予定) 産科医等確保支援事業費補助金について

内容	産科医等の処遇改善を図るために、産科医等に対して、分娩手当等を支給する分娩取扱医療機関へ補助を実施。
補助対象医療機関	分娩取扱医療機関
補助額	1 分娩あたり 10,000 円 (1 / 3 補助)

(予定) 産科医等育成支援事業費補助金について

内容	将来の産科医療を担う医師の育成を目的として、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等（※）を支給する医療機関へ補助を実施。 ※就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）に規定されていることが必要。
補助対象医療機関	公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等
補助額	以下の（１）（２）を比較し、少ない方の額の１／３の額 （１）研修医１人１月あたり５０，０００円 （２）臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）